ブラジル沖縄県人会創立100周年記念式典参加及び令和８年度中南米沖縄県人会サミット（本会議）開催事業　企画提案応募要領

本企画提案公募は、令和８年度の当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続きであり、予算成立後に効力を生じる事業である。
ついては、県議会で当初予算案が否決された場合は、契約を締結しない。

１　趣　旨

沖縄県は海外沖縄県人会との継続的な交流を通じて、世界各地の沖縄県系人とウチナーネットワークを築いてきた。

本事業では、令和８年に創立 100 周年を迎えるブラジル沖縄県人会の記念式典への参加を契機として、ブラジル沖縄県系人社会との交流を一層深め、これまで培われてきたウチナーネットワークの強化を図ることを目的とする。

また、ウチナーネットワークの継承・発展に向けた新たな取り組みとして、本県と県人会の代表及び若者世代のリーダーが一堂に会し、意見交換を行う場を創出することで、相互の絆や連携を深めるとともに、現状の課題解決や今後のウチナーネットワークの持続的な発展に資する取組の推進を図る。

２　委託業務の内容

(1)　内容

ブラジル沖縄県人会創立 100 周年記念式典参加及び令和８年度中南米沖縄県人会サミット（本会議）開催事業　企画提案仕様書を参照すること。

(2)　実施日

契約日～令和９年３月 19 日

(3)　契約方法

企画コンペにより委託業者を選定した上で随意契約を行う。

３　事業予算額

5,382,000 円以内（消費税及び地方消費税相当額を含む）で見積もること。ただし、この金額は企画提案のために設定した金額であり、実際の契約金額とは異なる。

４　応募資格

次の要件を全て満たす法人又は複数の法人からなる共同企業体とする。

(1)　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しない者であること。共同企業体で実施する場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。

＜地方自治法施行令＞
第 167 条の４　普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。
(1)当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
(2)破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
(3)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者

(2)　県内に本店又は支店を有する法人であること。共同企業体で実施する場合には構成員のいずれかの法人が県内に本店又は支店を有していること。

(3)　共同企業体で実施する場合は、共同企業体の中に管理法人を１者置くものとし、協定書を提出すること。管理法人は、本事業の運営管理、共同企業体構成員相互の調

整、財産管理等の事務的管理を主体的に行う母体としての機関とし、共同企業体を構成する法人を代表する。管理法人は以下の要件を満たすことが必須である。

ア　当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有すること。
イ　委託業務を円滑に遂行するために必要な管理能力を有すること。
ウ　県内において業務進捗状況や業務内容等に関する打ち合わせに円滑に対応できる体制を有すること。

(4)　過去５年以内に、国、沖縄県及び公共団体等と海外との交流事業（記念式典、人材派遣等）、海外における会議開催及びツアー手配等に関する業務を受託した実績がある者。

(5)　本業務の実施に際して、正副２名以上の専任の担当者を割り当て、十分な遂行体制がとれる者。

(6)　共同企業体の構成員は、他の共同企業体の構成員となることはできない。また、共同企業体の構成員は、法人単体で申請することはできない。

(7)　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当する者でないこと及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。共同企業体で実施する場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。

５　応募方法

４の応募資格を満たす者は、以下の書類８部（正本１部、副本７部）を作成し、提出すること。

① 企画提案応募申請書：様式１
② 会社概要表　　：様式２
③ 実績書　　：様式３
④ 企画提案書　　：様式任意（原則としてＡ４横、左上１カ所留めとする。）
⑤ 積算書　　：様式４
⑥ 作業スケジュール表：様式任意
⑦ 実施体制　　：様式任意
⑧ 誓約書　　：様式６

注１：共同企業体を形成する場合は、これらのほか協定書（様式任意）を１部提出すること。

６　提出期限

令和８年４月７日（火）12:00 まで（必着）

提出物は、**郵送又は持参**することにより受け付ける。ただし、郵送の場合は配達記録が残る方法で行うこと。

７　質問、提案書の提出場所

〒900-8570　那覇市泉崎１－２－２　沖縄県庁５階
沖縄県 文化観光スポーツ部 交流推進課（担当者：奥間）
TEL：098-866-2479 / FAX:098-866-2960
E-mail: aa082400@pref.okinawa.lg.jp

８　委託候補事業者の選定（審査の実施）

１次審査として書類審査（資格・内容審査）を行い、応募者の中から３者程度を選定し、２次審査として県に設置する企画審査委員会においてプレゼンテーションを行い、

委託業者を決定する。応募者が３者以下の場合、１次審査を通過した全応募者がプレゼンテーションを行うこととする。

２次審査においては、提出した企画提案書等について説明することとし、資料の追加及びパソコンやタブレット、プロジェクター等の機器の使用は認めない。

(1) １次審査　結果通知日　令和８年４月９日(木)

(2) ２次審査（プレゼンテーション）

時間配分は１社あたり 25 分とし、内訳は下記のとおりとする。

ア　時間配分の内訳

①企画提案書に基づいたプレゼンテーション　15 分

②委員からの質疑応答　10 分

イ　日程

令和８年４月 13 日（月）午後（予定）

ウ　場所

沖縄県庁内会議室　※後日通知いたします。

(3)　評価基準

審査においては、以下の評価基準に基づいて総合的な評価を行う。

ア　適合性（事業の趣旨と企画提案のコンセプトが合致していること）

イ　実効性（確実かつ円滑に委託業務を遂行できる能力・体制等を有していること）

ウ　具体性（提案された内容が具体的かつ効果的であること）

エ　妥当性（事業を遂行するに当たり、妥当な積算であること）

オ　総合評価

９　選定方法及び結果の通知

上記の選定委員会において、プレゼンテーション終了後に各選定委員の評価を集計して行う。なお、審査結果の通知は令和８年４月第３週目に行う。

10　契約に関する事項

契約は、選定された優先交渉権者と沖縄県との間で協議を行い締結する。ただし、沖縄県と優先交渉権者との協議において合意に至らなかった場合は、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。

11　公募から決定までのスケジュール（予定）

(1)質問受付期間	公告の日～令和８年４月１日(水)12:00まで（必着）
(2)企画提案書提出期限	令和８年４月７日(火)12:00まで（必着）
(3)一次審査結果通知日	令和８年４月９日(木)
(4)委託業者選定委員会	令和８年４月13日(月)午後（予定）
(5)優先交渉権者決定通知	令和８年４月第３週目

12　その他

(1)　書類提出にあたって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2)　業務企画書等の作成に要する経費、応募に要する経費は参加者の負担とし、提出物は返却しない。

(3)　提出された業務企画書等は、選定の公正性、透明性、客観性を明らかにするため、公表することがある。
(4)　質問については、公平性を期し、誤回答等を防ぐため、メールにより質問書（様式５）を提出すること。回答は、県ホームページに掲載する。
(5)　業者選定に関する審査内容及び経過等については公表しない。
(6)　委託業務の実施により取得した著作権等については、沖縄県に帰属する。
(7)　採用された企画案については、実施段階において、予算やその他の事情により変更することがある。
(8)　本委託契約は消費税法上役務の提供に該当し、原則として経費全体が消費税の課税対象となる。
(9)　受託決定後、受託者が免税事業者である場合には免税事業者届出書を提出すること。
(10)　契約締結の際は、契約保証金として契約額の 100 分の 10 以上の額を契約締結前に納付する必要がある。ただし、沖縄県財務規則第 101 条第２項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部または一部の納付を免除することができる。